

沖縄海区漁業調整委員会指示 4 第 3 号

沖縄海区におけるソデイカの採捕及びそれを目的とする漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和4年9月30日

沖縄海区漁業調整委員会
会長 上 原 亀 一

（定義）

第1 この指示における語句の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「ソデイカ」とは、ツツイカ目ソデイカ科のソデイカをいう。
- (2) 「ソデイカはえ縄漁業」とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを幹縄で多数連結して、浮きによって海面からつるし、ソデイカを採捕する漁業をいう。
- (3) 「ソデイカ旗流し漁業」とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを旗等標識をつけた浮きによって海面からつるしたものを1単位として流し、ソデイカを採捕する漁業をいう。

（採捕禁止期間）

第2 沖縄海区において、令和4年10月1日から同年11月30日まで及び令和5年6月1日から同年9月30日までの間、ソデイカを採捕してはならない。

（ソデイカはえ縄漁業の禁止）

第3 沖縄海区内におけるソデイカはえ縄漁業の操業を禁止する。

（ソデイカ旗流し漁業の制限）

第4 ソデイカ旗流し漁業の操業区域及び使用する漁具を次のように制限する。

- (1) 最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗の数は、操業時の旗の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき30本以内とし、使用する旗の数も同数以下とする。
- (2) 最大高潮時海岸線から50海里を超える海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗の数は、操業時の旗の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき50本以内とし、使用する旗の数も同数以下とする。

（試験研究等の適用除外）

第5 この指示のうち第2又は第3の規定は、次のいずれかに該当する者であって、沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものが行うソデイカの採捕等については、適用しない。

- (1) 試験研究の用に供しようとする者
- (2) その他特に必要があると認められる者

（適用除外の承認申請）

第6 第5に規定する適用除外の承認を受けようとする者は、ソデイカ採捕承認申請

書（第1号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

（承認内容の変更）

第7 第5の承認を受けた者（以下「承認を受けた者」という。）が、承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめソデイカ採捕承認内容変更申請書（第2号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

（承認証の交付）

第8 委員会は、第6若しくは第7の申請に対する承認をするとき、又は第9の申請に対する再交付をするときは、ソデイカ採捕承認証（第3号様式。以下「承認証」という。）を交付する。

（承認証の再交付）

第9 承認を受けた者が承認証を亡失し、又は毀損したときは、遅滞なくソデイカ採捕承認証再交付申請書（第4号様式）を委員会に提出しなければならない。

（制限又は条件の変更、承認の取消し又は採捕等の停止）

第10 委員会は、ソデイカ資源の保護培養及び漁業秩序の維持のため必要があると認めるとき、又は承認を受けた者がこの指示を遵守しないときは、承認証の制限又は条件を変更し、承認を取り消し、又は採捕等を停止させることができる。

（承認証の漁船への備付け）

第11 承認を受けた者がソデイカの採捕を行う場合は、承認証を当該承認に係る漁船内に備え付けなければならない。

（承認旗章の掲揚）

第12 承認を受けた者は、ソデイカの採捕を行う場合は、承認旗章（第5号様式）を船舷1メートル以上の高さに掲げなければならない。

（操業実績の報告）

第13 承認を受けた者は、承認期間の終了日又は採捕を廃止した日から1月以内に、ソデイカ採捕報告書（第6号様式）を委員会に提出しなければならない。

（廃止届の提出）

第14 承認を受けた者がソデイカの採捕等を廃止したときは、ソデイカ採捕廃止届（第7号様式）に承認証を添付して、委員会に提出しなければならない。

（指示の有効期間）

第15 この指示の有効期間は、令和4年10月1日から令和5年9月30日までとする。